

イラク戦争後のイラン国内対立の激化

岐路に立つイラン・イスラーム体制と「改革路線」

松永 泰行

一 はじめに

二〇〇三年四月九日、バグダードのフィールドハウス広場で、群衆の一部と進取してきた米国の海兵隊員がサッダーム・フセイン大統領の銅像を引き倒した事件は、二四年間にわたって国家権力を握ってきたフセイン体制の崩壊を全世界に印象づけた。

隣国イランのイスラーム体制の要人にとって、米国の軍事介入によるイラクのフセイン・バース党体制の「転覆」は、さまざまな意味で、特別の感慨あるいは恐怖心を呼び起こすものであったであろうことは、想像に難くない。それは単に一九七九年二月のイランにおける反王政「イスラーム」革命とほぼ前後する同年七月に、国家の全権を掌握したサッダー

ム・フセイン大統領の体制が、イランのイスラーム体制とほぼ「同じ年」だったことや、フセイン大統領が、八〇年九月から八八年八月まで八年間の戦争を戦った「宿敵」であった、という理由に尽きるからではない。当然そこには、フセイン体制を転覆させたのが、唯一の軍事超大国として「意のままに」行動するプッシュミ米國政權であり、そのプッシュミ政權が、カーター政權以来これまでの歴代米國政權がとってきた対イラン「敵視」政策を、少なくともレトリックのレベルにおいて、はるかに強め、イランのイスラーム共和国体制をイラクのフセイン体制と同じカテゴリー（「大量破壊兵器」の開発・配備を目指す、「テロ支援」を行なう「ならず者国家」¹⁾、「悪の枢軸」）に入れて、非難してきていることが背景にある。

したがって、三月二〇日の開戦が、イラン暦では年度末で

あり、翌二日から始まる新年休暇（ノールーズ休暇）の直前にあたっていたにもかかわらず、一二日にはハータミー大統領が議長を務める「国家安全保障最高評議会」（SNSC）の会合が開かれ、全軍総司令官であるハーメネイー最高指導者が、遊説先のマシュハドから急遽帰京し特別に参加したことから、イランの体制指導部が米国の対イラク攻撃をいかに深刻な事態と受け止めていたかをうかがうことができる。

イラン政府は、イラク戦争をめくっても、二〇〇一年のアフガニスタン攻撃と同様に、国交関係のない米国と、水面下での協調関係を築くことで、二国間関係の好転につなげることを目指し、対イラク軍事攻撃に原則反対ながらも、「積極的中立」との姿勢を打ち出していた²⁾。しかし、そのようなイラン政府の期待にもかかわらず、イラク戦争の最中の三月末より、シリアと並んで、イラクの「国内」情勢に「不当に介入」しているとブッシュ政権幹部から非難され、また五月二日にサウジアラビアのリヤードで、アル・カイダの末端組織の犯行とみられる爆弾「テロ」事件が発生すると、イランに対する「テロリスト庇護」の非難がぶり返されることになった³⁾。

さらに六月に入ると、二〇〇二年二月以来、注目を集めているイランの核燃料サイクル施設建設に関する核兵器開発

疑惑が、二日のフランスのエヴィアンでの主要国首脳会議（G8）で討議された。また、一六日からウィーン本部で開催された国際原子力機関（IAEA）の理事会において、二〇〇三年二月に行なわれたIAEAによるイランの関連施設の査察に関する報告が、大手国際メディアの注目を集めた。その背景には、ブッシュ政権がIAEAに対して、イランが現時点ですでに核拡散防止条約（NPT）に違反していると宣言するよう、圧力をかけていたことがあった。その結果、背景やそれぞれの政府の行動が大幅に異なっているにもかかわらず、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）とならぶ「危機」がイランをめくっても出現しているかのような印象を与える報道や議論が、多数みられることになった³⁾。

しかし、これらのイランをめぐる国際的な問題よりも、その潜在的なインパクトにおいて、また長期的な意味合いにおいても、より注目されるのは、イラク戦争後に急速に表面化してきているイラン国内の政治・社会情勢における「危機」である。イランの現体制への「根本的な揺さぶり」として表面化してきているこの「危機」は、上述のような地域・国際情勢を背景として現出していることや、またそれによって少なくない影響を受けていることを否定することはできないものの、根本的には、内発的な性格をもつものである。本論で

は、その内容と背景、さらにそのインパクトの背景について分析および検討を試みたい。

- (1) 一九七九年のイラン革命後の米国歴代政権の対イラン・イラク政策の転変の経緯については、例えば、松永泰行「イラク戦争関連年表」、寺島実郎・小杉泰・藤原帰一編『イラク戦争』検証と展望、岩波書店、二〇〇三年、三三三―三三八ページを参照。また、フッシュ政権の対イラン政策の展開とそのインパクトについては、松永泰行「『悪の枢軸』演説とイランの反応」、海外事情、二〇〇二年五月号、三三―四八ページ、また、同「イラン改革派を追い詰める、テロ後」の情勢、現代中東研究、第六巻第一号(二〇〇二年一〇月)、二九―三四ページを参照された。
- (2) 二〇〇一年九月の「九・一一」事件から、アフガニスタンにおける米国の「対テロ戦争」を経て、同年二月初めのアフガニスタン暫定統治機構に関するボン合意の成立までの、イランの米国に対する協調姿勢については、松永泰行「展開する国際・地域情勢とイラン」、酒井啓子編『テロ』と「戦争」のもたらしたものの、アジア経済研究所、二〇〇二年、三五―五〇ページを参照された。
- (3) これらの問題点についての議論に関しては、松永泰行「イランの『テロ支援』、核兵器開発』疑惑の虚実」、世界週報、二〇〇三年七月一五日号、二二―二五ページを参照された。

二 第二期ハタミー政権と「改革二法案」の提出

「イラク戦争後」にイラン国内で急速に表面化している「危

機」の発端となったのは、国会におけるすべての立法措置が法律として発布される前にその適正を審査する監督評議会が、国会がイラク戦争中の四月八日に可決し付託していた「大統領義務権限法」改正法案を、五月九日に憲法違反として却下したことにあった。⁽¹⁾ この法案は、二〇〇二年九月にハタミー大統領が、「改革停滞」の打破を図るための二期目の目玉として、「国会選挙法」改正案と併せて国会へ提出していたものであった(第1表参照)。

ハタミー政府が「国会選挙法」改正案において変更を指しているのは、監督評議会による各種選挙の「監督」権の内容、特に監督評議会が行なう立候補資格審査の性格に関するものであった。この問題は、一九九七年のハタミー政権成立を遡る九二年の第四期国会選挙から、ハタミー派改革勢力の前身である「イスラーム左派」勢力が問題視してきたものであった。⁽²⁾

争点となっているのは、現行の一九九五年改正の国会選挙法において、監督評議会の立候補事前審査が「審認的」(estresvabi) すなわち監督評議会が各々の立候補申込者の経歴、過去の言動や評判を審査し、立候補者として相応しいとして承認しなければ、立候補資格はないとされている部分である。⁽³⁾ これを、「確証的」(estetia)な審査、すなわち「無資

-
- 2003 . 1 . 8 監督評議会，拷問禁止法案を却下
- 1 11 テヘラン普通裁判所，改革派系『バハール』紙を再び発禁処分
 - 1 14 内務省，テヘラン市評議会を解散
 - 1 21 監督評議会，衛星テレビ受信装置設置許可法案を却下
 - 1 27 国家安全保障最高評議会，モンタゼリー師の自宅軟禁を5年ぶりに解除
 - 1 28 国会，国会選挙法の第2次審議を開始，監督評議会の「審認監督」権を削除
- (1 28) (プッシュ大統領，一般教書演説で，自由を求める民意を弾圧している
とイランの体制を非難)
- 2 . 2 「世論調査機関」裁判でアブディらに7年の実刑判決
 - 2 . 9 大統領，演説でイランの核燃料サイクル・プログラムの全容を明らかに
 - 2 18 司法府，アーガージェリー裁判の再審理を一審法廷で行なうと発表
 - 2 28 地方評議会選挙（改革派惨敗）
 - 3 . 7 国会，国会選挙法改正案を最終可決
 - 3 15 大統領・国会議長ら，監督評議会の予算増額決定に抗議して公益評議会の会議出席
 - 3 17 国会，年度最終の審議日に大統領義務権限法の2条項を可決
 - 3 19 年度末の仕事納め
- (3 20) (米国による対イラク戦争開始)
- 3 21 最高指導者，年始にあたりマシュハドのイマーム・レザー廟で演説
 - 3 22 国家安全保障最高評議会，最高指導者を交えて米英の対イラク戦争を協議
 - 3 28 金曜礼拝前に反米・反サッターム・デモ行進，テヘランの英国大使館に投石
 - 3 29 大統領，仕事始めて大統領府スタッフに演説
 - 4 . 1 監督評議会，国会選挙法改正案を却下
 - 4 . 8 国会，大統領義務権限法改正案を最終可決
- (4 . 9) (イラク・パース党政権崩壊，首都バグダード陥落)
-

*以降の動きは第2表（47ページ）を参照．

格」と判定せざるをえない法的文書等がある場合を除いて、原則的に立候補を認める事前審査へと変更することが、憲法下での国民の被選挙権の「制度化」を旨とする「改革派」の立場である。

ハータミー政権が、監督評議会の立候補資格審査をめぐる法改正を準備し始めたのは、二〇〇〇年の第六期国会選挙でハータミー大統領支持の改革派が多数派を占めることになった後に行なわれた、二〇〇一年二月の欠員補充のための補欠選挙の直後であった。したがって、二〇〇二年九月の時点では、政府（内務省）が国会選挙法改正案を、閣議決定を経て国会に提出する準備をしていたことは、周知の事実であった。

それと対照的に、二〇〇二年八月二十八日に、年に一度の政府週間

第1表 イラク戦争前のイラン内政の主な動き

2002 . 8 28	ハータミー大統領，政府週間の記者会見で改革2法案提出を表明
8 31	161名の国会議員，大統領提案への支持声明を発表
9 . 1	政府，国会選挙改正法案を国会へ提出
9 24	政府，大統領義務権限法改正案を国会へ提出
9 28	改革派学生団体，大統領に改革断行か辞任かを迫る公開書簡
10 20	大統領，国会演説（5カ年計画進捗年次報告），民主制確立の必要性を強調
10 22	最高指導者，演説で「デモクラシー」批判，経済汚職こそが問題と主張
11 . 4	国勢調査機関弾圧で改革派要人アッバース・アブディを逮捕
11 . 6	国会，国会選挙法改正案を第一次審議（総論可決）
11 . 7	改革派言論人アーガージェリー教授に対する死刑判決発表
11 . 9	死刑判決に抗議する学生デモ，始まる
11 10	国会，大統領義務権限法改正案を第一次審議（総論可決）
11 16	最高指導者が上告審での判決見直しを指示との報道にもかかわらず，学生抗議行動は沈静化せず．監督評議会，プレス法廷・政治法廷の陪臣制度についての法案を却下
11 19	学生デモと保守派暴力集団との衝突激化（翌日の学生デモを中止に追い込む）
12 . 3	「世論調査機関」裁判始まる
12 . 7	「大学生の日」で集会中の学生と右派暴力集団が衝突，学生多数が逮捕される
12 10	サーデギー司法府スポークスマン（副長官），アーガージェリー死刑判決の取り扱いなどを巡って抗議辞任．国会，衛星テレビ受信装置設置許可法案を可決
12 15	国会，拷問禁止法案を可決
12 16	国会，政治犯罪規定法（修正）案を可決
12 18	国会，衛星テレビ受信装置設置許可法案を可決
(12 20)	(ブッシュ大統領，ペルシャ語放送局Radio Fardaを通じて，体制を非難しイラン国民の自由の希求を支持)

の記者会見でハータミー大統領が提出を発表した「大統領義務権限法」改正案は、その一年前の二〇〇一年八月に成立していた第二期ハータミー政権の、いわば新機軸と言えるものであった。「大統領義務権限法」（全一九九条）は、現最高指導者のハーメネイ師が大統領であった一九八六年一月に制定されたもので、今回の改正案は、同法の憲法執行に関する責務を扱う第三章（第一三条から一六条）に補足修正を加えるものである。修正の趣旨は、国家机关による憲法違反の事例に対して、憲法第一一三条によって「憲法執行の責任者」とされている大統領の取りうる措置（手続き）を明確にし、そのような措置に対する各国家机关や、司法府・立法府の長の協力義務を明確にし、さらに違反者に

対する罰則規定を明示する、というものであった。⁽⁴⁾

これらの措置は、一九九七年八月のハータミー政権成立から一年を経ずして始まった、革命裁判所など司法部による改革派の新聞・雑誌などの発行禁止処分や、ジャーナリスト、政治活動家、イスラーム学者の逮捕・投獄や、一部の活動家の被選挙権の制限など、改革派の視点からは、憲法で保障されている言論の自由や被選挙権など政治・社会的権利の「不当かつ非法的な侵害」の事例に対して、ハータミー政権が大統領の「介入」の不在を非難する「国民世論」に心える姿勢をみせたものと解釈できるものであった。

もつとも、法案の条文を詳細に検討すると、大統領府側の担当機関として明示されている、ハータミー政権下で設置された「憲法執行フオーアアップ・監督委員会」が、ある国家機関によって憲法違反が犯されたと判断しても、それを関係する法廷（例えば行政裁判所）に送致することができただけであり、その後、該当する関係者が憲法違反を行なったかどうか、また行なったと判断した場合に罰則を科すのは、あくまでも司法部の側（例えば行政裁判所）である。したがって、保守派のみで占められている司法部と、ハータミー大統領側の改革派の間の、ゼロ・サム的な政治対立の現状を踏まえると、仮に同法の改正案が法律となっても、現実の「憲法侵害」

行為をそれに基づいて大統領府側から働きかけて是正させる可能性は、ほとんどないと言っても過言ではない。

(1) イラン・イスラーム共和国の中央政府機構と監督評議会など各国家機関の憲法上の役割については、松永泰行「イランの地方行政制度と新州設立をめぐる政治プロセスの動態」、伊能武次・松本弘編『現代中東の国家と地方』⁽⁵⁾、日本国際問題研究所、二〇〇三年、二八―三〇ページを参照されたい。

(2) 革命後イランの選挙制度と、そのなかでの監督評議会の役割については、松永泰行「イラン・イスラーム共和国における選挙制度と政党」『中東諸国の選挙制度と政党』、日本国際問題研究所、二〇〇二年、四―一九ページ（あるいは http://www.jia.or.jp/pdf/global/Issues/h14_m_e/matsumaga.pdf）を参照されたい。

「イスラーム左派」「改革派」や抵抗勢力としての「保守派」など、ハータミー政権下の各政治勢力の利害と対立構造については、松永泰行「第六期国会選挙後のイラン内政の現状と今後の展望」『中東研究』第四六〇号（二〇〇〇年三月）、二―二ページ、および、同「ハタミ・イラン大統領再選と『改革』の行方」『世界』第六九一号（二〇〇一年八月）、三〇―三三ページを参照されたい。

(3) より広く、監督評議会による選挙の「審認的監督」とは、「選挙に関わるあらゆるプロセスにおいて、監督評議会が設置する監督委員会が承認していないものはすべて無効」との意味である、とされている。松永、前掲論文「イラン・イスラーム共和国における選挙制度と政党」、一〇ページ参照。

(4) 国会に提出された法案のベルシャ語原文は、ハータミー派

の「イスラーム・イラン参加戦線」(EIPF) 党のインターネット・サイト上[<http://www.jebhemosharekat.com/Rooydad/30/P03.html>]に掲示されていた。

三 ハータミー大統領と改革派との間で 露呈した「ずれ」

第1表に掲げたとおり、二〇〇二年九月以降、二九〇の定数の内の二二五から一六〇議席を、ハータミー大統領支持の改革派が占める、第六期国会(二〇〇〇年五月 - 二〇〇四年五月)は、政府提出の国会選挙法改正案と大統領義務権限法改正案に加えて、国会自らが発案し法案化した「拷問禁止法案」、「政治犯罪規定法案」、「衛星テレビ受信装置設置法案」なども可決していた。そして、これらの法案もことごとく監督評議会によって却下され、法律として成立してはいなかった。

しかしながら、上述のとおり、二〇〇二年八月にハータミー大統領自身が記者会見でその国会提出を宣言し、同政権の第二期目の「主要案件」と政治的に位置づけており、一六一名の国会議員がそのイニシアティブを支持する声明を出していたため、両法案の行方は、ハータミー派「改革勢力」全体の政治的命運を左右するものと喧伝されてきていた。したがって、イラク戦後の五月九日に「大統領義務権限法」改正法

案が却下されたことは、監督評議会が四月一日に「選挙法」改正法案をすでに却下していたため、ハータミー大統領を始めとする改革派に重大な「政治的決断」を迫るものとなった。⁽¹⁾

それにもかかわらず、態度を明確にしないまま、五月二日にレバノン・シリアなどアラブ四カ国歴訪に出発してしまつた大統領を尻目に、改革派の活動家たちは極めて大胆な行動に出た。まず、数日後に迫つた預言者ムハンマドの生誕祝日を機に、現職の国会議員九名を含む一六名の政治活動家・ジャーナリスト・ウラマー・大学教授などが、五月二四日付で連名で署名した、外からの脅威に対して国力を強化する方策に関する「統治者たちへの助言と警告」と銘打つた声明文を発表した。⁽²⁾ この声明文の署名者リストは、「イスラーム法学者の絶対統治」(velayat-e motlaqeh-ye faqih)を早くから批判し、政治プロセスから事実上締め出され「部外者」(アウトサイダー)と呼ばれてきた、「イラン自由運動」(FMI)などのリベラル派(自称「宗教的ナシヨナリスト」と、ハータミー派改革路線の中枢を担ってきたイスラーム左派系の「体制内改革派」の要人たちを中心としながら、いまだに獄中にあるハーシエム・アーガージェリー、刑期を終えて出てきて間もないエマーデッディーン・バーギー、さらに二〇〇三年一月末に五年ぶりに自宅軟禁を解かれたアヤトollah・モ

ンタゼリーの息子やモフセン・キャディーヴァルなどのイスラーム法学者などを同時に含むという、イラン・イスラーム共和国体制下では前代未聞の構成から成っていた。⁽³⁾

署名者たちはその声明文のなかで、最高指導者の任免下にある司法府や監督評議会などの保守派機関が、「改革」に抵抗し、憲法で保障されている国民の権利を蹂躪しているとの現状を、「政治権力の維持の目的での宗教の悪用」すなわち「宗教的独裁」(estabdaré din)であると批判した。署名者はさらに、その現状に「強い不満と懸念」を表明し、外からの脅威にさらされている現状でイランを救う唯一の途は、「民意を受け入れる」ことであると断じる一方で、現状の継続は「改革不能なポイント」へと国を押しやるものである、と警告した。

続いて、この声明文に追い討ちをかけるように、五月二二日には、一二七名の改革派国会議員が連名で、ハーメネーイ最高指導者への長文の書簡を発表した。そのなかで改革派議員は、国内の政治・社会的亀裂の存在と外からの脅威が重なった現在を、近代以降のイランにおける「未曾有の国難」と位置づけ、その背景をハータミー政権成立で国民が求めた「改革」の実現をことごとく阻止してきた保守派の「破壊」活動の結果、国民は、「イランでは何も変わらない」、また現体

制下では「民意はまったく影響力をもたない」と確信するに至ったことにある、と断言した。そのうえで、「残された時間は少ない」とし、体制の要人は国民に対して謝罪すべきであると明言した。それは「国民に対して頭を垂れ、国内の団結を強めることは、(それを拒否していくら独裁を強めても、国の独立を失い)外国人に対し頭を垂れる(結果になる)事態を防ぐこと」につながるからである。したがって、イスラーム革命の成果を無に帰させないためには、憲法下で特権を与えられている最高指導者が「毒杯を飲む」気概で、民意を受けられるとの「英断」をすべきである、と迫るものであった。

「外からの脅威」と「国民からの不満」を表向きの理由としながらも、自らの中核的な支持者を含む著名政治活動家・言論人たちが、現状を「宗教的独裁」と断罪し、「体制存亡の危機」を煽る声明文を発表したことや、自分の頭越しに最高指導者に対して事実上の「最後通牒」を送りつけたことは、ハータミー大統領を守勢へと追い込むことになった。改革派国会議員の最高指導者に対しての書簡は、国内的には国家安全保障評議会事務局の命令で一切の報道が禁止されたが、インターネット等を通じて出回り、イラン内外で周知の事実となっていた。⁽⁴⁾

皮肉なことに、この事態を受けてハータミー大統領が、六

年前の大統領選挙記念日である五月三日（ホルダード月二日）に発表した声明文は、ハータミー大統領とその足元の改革派の間の「ずれ」を浮き出させるものとなった。その声明文でハータミー大統領は、「六年前の熱気や情熱が冷めてしまった」ことを認める一方で、「ホルダード月二日」改革路線の強調点であった、国民主権の原則や法的権利や自由の保障という「約束」やそれへの「決意」を、「われわれは今日も見失っていない」としながらも、数々の失敗があったとすれば、それに対して謝罪をする、との姿勢を示していた。

しかし同時に大統領は、国民が「ホルダード月二日」において求めていた自由や民主主義や独立や進歩は、「イスラーム共和国」という現体制の枠組み下でのみ可能である、と言いつ張った。その理由は、まず「イスラーム共和制」が、革命や戦争を通じた多大な犠牲を払ってイラン国民が手に入れたものであること、さらに、「イスラーム共和制」の「精神」(روح)は、宗教的価値の精神性・倫理性と、国民主権・自由の両者をバランスよく実現するイスラーム体制の構築にあり、「ホルダード月二日」改革運動が求めたものも、まさにそれであったからである、としていた。したがって、ハータミー大統領は、改革派も保守派も含めたすべてのイラン国民に対して、革命と憲法の本来の「精神」に則ることで、「イスラーム共和

国体制」を強化するよう懇願することで声明文を結んでいた。⁽⁵⁾

(1) 例えば、五月一日のEIRP系の『ヤーセ・ノウ』紙は、「ハータミーはどうするのか？」という一面見出しを掲げた。一日にラマザンザーテ内閣報道官は、「ハータミー大統領が（監督評議会による大統領権限法改正案の却下に）どう対処するかわからない。しかし、大統領は繰り返し、この法案は国民に奉仕するために必要な（保守派に対する）最低限の要求である」と述べてきた」と語っていた（同日、イラン・イスラーム共和国通信〔IRNA〕電）。

(2) Yas-e-Nou, 20 May 2003, p. 12. 同声明の原文は、「<http://www.kadivar.com/>」と「<http://www.nehzateazadi.org/>」にも掲載されている（前者には英訳もあり）。

(3) 実はこれらの署名者は、ほぼ同じ顔ぶれですでに一回、イラクのバース党政権が崩壊しバグダードが陥落した四月九日の翌日に、「地域情勢に関するイランの政治勢力の声明文」と題された「ネージ」の文書に署名し発表していた。Yas-e-Nou, 12 April 2003, p. 12. おちび「<http://www.kadivar.com/>」を参照。²²

(4) 例えば「<http://news.gooya.com/2003/05/12/12405-h-25.php>」。

(5) Yas-e-Nou, 24 May 2003, p. 2.

四 封じ込めに失敗する「体制派」

しかしその後の展開は、いったん要求を「最後通牒」化させた改革派が、ハータミー大統領の懇願を聞き入れるような状態にはもはやないということだけでなく、何を「改革」

(organ) すべきだとしているのか、という根本的な問題において両者の間に重大な違いが出てきていることを露呈させることになった。

改革派議員からの書簡についての報道を禁じることで、最高指導者や保守派が「黙殺」を決め込んでいたときに起こったのが、テヘラン市内や地方都市で六月一〇日から一週間を超えて每晚続いた、学生や一般の若者が通りで抗議行動や騒乱を繰り返すという事態であった。これらは、一九九九年七月の襲撃事件とそれに続く騒擾事件でも発端となった、テヘラン大学のアミールアバーバード寮で、国立大学の「民営化」が決定されたという報道に対する抗議として始まった集会在、在米の反体制ペルシャ語衛星テレビ放送の「教唆」も影響し、小規模ながら幅広い若年層の参加者や野次馬が入り乱れた「反秩序・嫌体制」騒乱へと発展したものであった。

これらの騒乱では、確かに叫ばれていたスローガン(「ハーメネイ師を処刑せよ」「ハータミー大統領は辞任せよ」など)はこれまでになく「過激」であり、一般の若者が右派の「民兵組織」(アンサーレ・ヘズボツラー)の若者を襲うという「逆暴力」行為など、新しい要素も見受けられた。しかしこのような、何の背後組織も指導者も存在しない形の騒乱だけでは、「体制の危機」につながることはなかった。

そのような状況を変えたのは、騒乱が続いていた最中の六月一四日に、五月一四日に声明文を出した活動家らのグループが、国会議員の最高指導者に対する書簡を支持するとの新たな声明文を、二四八名の連名でインターネット上で発表し、それが二日後に改革派の「ヤーセ・ノウ」紙でも堂々と報道されたことであつた。⁽²⁾ その内容は、「絶対統治権」(absolute monarchy)の主張は、今日の世界の民主主義(madomsalan)の原則に反するだけでなく、イスラームの伝統においても神に対する「多神崇拜」(shaks)であり、尊厳をもつ人間に対する「不正」(zom)であると断言したものであった。またイスラームの伝統においては、市民やその民主的な代表者である国会議員が統治者に進言書を送ることは、認められた「慣習」(sonnat)であるとして、保守派の「批判」を痛烈に反批判したものであった。

さらに毎晩続いていた小騒乱をようやく「封じ込め」た政府が、一九九九年の学生寮襲撃事件の記念日である七月九日(ティール月一八日)の前後での「再発」を防ぐために、学期末試験を休暇後に延期し、前倒して大学を夏季休暇に持ち込み、キャンパス内外での集会の開催を禁止する措置をとった。すると、かつてはハータミー大統領支持の「ホルダード月二日」改革運動の一翼を担っていた、各大学の学生イスラーム

協会の上組織である「統一強化事務所」のアッラーメ・タバターバーイー大学派の一〇六名が、六月二十六日にハータミー大統領に対する辞任を求める公開書簡を発表した。そのなかで彼ら「学生運動活動家たち」は、今後イスラーム共和国「体制派」(hakemiyate-jomhuri-ye Eslami)のなかで、最高指導者とその「任免者」(hakem-e entesabi)と、大統領や国会議員などの「民選」の指導者(hakem-e entekhabi)とを区別しないと宣言した。⁽³⁾ さらにこれらの学生活動家は、その書簡を「イスラーム共和国体制派との最後の対話」と銘打ち、「正当性が地に落ちていく」イラン・イスラーム体制と学生運動との対決は、前者にとつてどのような「終焉」(farjam)が待っているかをハータミー大統領は理解すべきであると警告することと結んでいた。⁽⁴⁾

それでも、事前の治安対策が功を奏し、比較的「平穩」裏に七月九日を通過したと思つやいなや、止めを刺すかのよつに、上述の改革派の活動家グループが、今度は三五〇名の連名で、最高指導者に宛てた書簡を発表した。その内容は、樹立後二五年を経て「イスラーム共和国は現在、運命を決する岐路」に直面しており、民意を踏みにじり、国民の「憤懣の嵐」を引き起こしている「イスラームと憲法の独裁的解釈」に基づいて体制を貫くか、「憲法の国民主権的な解釈」を選択し、

国を救い、外からの脅威を撃退するかを選択しなくてはならない、と断ずるものであった。さらに、署名者たちは、ハーマネイー最高指導者に対して(1)司法府の幹部の二掃(2)監督評議会や公益(体制益)判別評議会など、「任免」機関のメンバーの改編(3)ハータミー大統領の改革二法案の認証、(4)国内の政治環境の平穩化、という四つの具体的な行動を危急に求めた。⁽⁵⁾

(1) [<http://www.emrooz.org/pages/date/82-03/25/tribune1.htm>]

(2) Yase Nou, 16 June 2003, p. 16. 『ヤーセ・ノウ』紙掲載時には、署名者数は「五」名に増えた。

(3) [<http://www.emrooz.org/pages/date/82-04/05/tribune01.htm>]

(4) この学生運動活動家の書簡の背景については、その指導者で署名者の一人であるサイド・ラザウィー・ファギーフが MERRI とのインタビューで明かしている。"Our Letter to Khatami was a Farewell: An Interview with Saeed Razavi-Faghih," July 15, Middle East Report Online, 2003. [<http://www.merp.org/mro/mro071503.html>]. なお、ラザウィー・ファギーフはこのインタビュー(七月八日)の二日後に、テヘラン市内で正体不明の治安要員に銃口下で連れ去られ、本稿執筆時(七月二十五日)現在、消息は不明なままとなっている。

(5) [<http://www.emrooz.org/pages/date/82-04/24/news01.htm>] この声明文は、『ヤーセ・ノウ』紙にも掲載されたが、国外ではロイター通信やAFP通信などを通じて報道され

た。"Reformers: Iran Must Choose Democracy or Despotism," Reuters, July 15, 2003; "Iranian Dissidents Seek to Apply More Pressure on Supreme Leader," AFP, July 15, 2003; "Nameh-ye Digar be Rahbar-e Iran," BBC Persian, 2003/07/15.

五 どのような「危機」か？

以上のような、「イラク戦争後」の四カ月の間にイラン国内で展開してきている、イラン・イスラーム共和国の「統治者たち」への要求の数々(第2表参照)や、六月一〇日以降の社会情勢を踏まえるならば、国内からイランのイスラーム体制に対する「根本的な揺さぶり」が起きつつあることは、否定できない事実であろう。そのような、いわば「未曾有の危機」を作り出すことに、とりわけ貢献しているのが、四月半ばから毎月、リベラル系(宗教的ナシヨナリスト)、「オポジション」とイスラーム左派系(「ホルタード月三日」改革派)の活動家・言論人が合同で提出してきている声明文であった(第2表*印)。七月二十五日に同グループから出されたものが、声明文ではなく、ハーメネイ最高指導者宛ての書簡であったことを考えると、二〇〇三年七月半ばの時点で、これら一連の「要求の突きつけ」は一つのクライマックスに達したと判断できる。

それでは、現在の状況が一九七九年以来のイラン・イスラーム体制にとっての「未曾有の危機」であるとしても、それはどのような「危機」であると考えざるべきであらうか。

まず、「イラク戦争後」のイラン国内情勢の展開において明らかになってきたことの一つは、前節でも検討したとおり、一九九七年のハータミー大統領登場以来の「改革」の意味内容に根本的な変容が生じている、ということである。これまでハータミー大統領やその取り巻きの改革派が言うところの「改革」とは、「体制内改革」の意味であり、それは、七九年のイスラーム革命の成果物である「共和制」(jomhuriyat)をその内実を保障する憲法のとおり「実現」するということであった。上述の五月三日のハータミー大統領の声明にも現われているとおり、それは、「イスラーム共和制」の「理想」には何ら問題はなく、その実現を拒んできた諸々の「障害」を排することが「改革」の目的および内容である、との主張であった。

それに対して、ここ数カ月の間に表面に出てきている主張は、抵抗勢力としての保守派の意図と彼らの実際の行動を踏まえると、「体制構造改革」が不可避である、というものである。その背景には、「イスラーム統治」の強要と、国民主権の原則や現実の「民意」との間に大きな齟齬が生じた場合に

第2表 「イラク戦争後」のイラン国内における「危機」の展開

- (4.9)(イラク・バース党政権崩壊、首都バグダード陥落)
- 4 10* 182名の改革派活動家・ジャーナリスト等が、「地域情勢に関するイランの政治勢力の声明文」と題した文書に署名(4月12日付改革派系『ヤーセ・ノウ』紙に署名者リストとともに掲載)
- 4 11 最高指導者、金曜礼拝演説で米英の攻撃による民間人の被害と攻撃の隠された意図を非難、イラク・バース党政権の崩壊は歓迎
- 5.6 国会、国民投票要請手続き施行細則案の第1次審議(総論可決)
- 5.9 監督評議会、大統領義務権限法改正案を却下
- 5 10 革命裁判所、サハービーら宗教的リベラル派15名に実刑判決
- 5 14* 116名の改革派活動家、「独裁体制へ警告し、民意の受け入れを要求する」声明文に署名
- 5 21 127名の改革派国会議員、最高指導者に書簡(国家安全保障最高評議会事務局の命令で書簡に関する一切の報道が禁止に)
- 5 23 大統領、1997年選挙の記念日を機に声明を発表、イスラーム共和制の枠内での改革継続を懇願
- 6.1 大統領、改革2法案の取り扱いについて国会議長に書簡を送付
- 6 10 テヘラン大学学生寮前で学生の抗議集会から若者の嫌体制・反秩序騒乱、始まる
- 6 14* 248名の改革派活動家、国会議員の最高指導者への書簡を支持する声明発表
- 6 20 毎夜の騒乱、いったん終息へ、通算で数千名の学生他の若者が逮捕・拘束される
- 6 26 106名の改革派学生運動家、ハータミー大統領に書簡、辞任を迫る
- 7.6 改革派学生組織「統一強化事務所」、国際連合事務総長へ書簡送付
- 7.8 反体制知識人ソルーシュ、大統領に辞任を迫る書簡を送付
- 7.9 レザー・ハータミー=イスラーム・イラン参加戦線(IIPF)党書記長、学生などの不当逮捕に関し大統領に書簡。1999年の学生寮襲撃事件騒乱の記念日で、一部、若者と右派暴力集団が衝突、学生らが逮捕される
- 7 10 学生運動指導者ラザヴィー=ファギーフ、正体不明の治安要員によって連れ去られる
- 7 13 大統領、4閣僚にザフラー・カーゼミー死亡事件の特別調査を命じる
- 7 15* 350名の改革派活動家が最高指導者に書簡、4つの具体的な決断を迫る
- 7 20 国会、国会選挙法(修正)案を可決。151名の改革派議員、監督評議会の非協力について大統領に書簡で報告

どちらを優先させるのか、という問題をもはや避けることはできない、との認識がある。したがって、そのような主張が、ホルグド月二日「改革路線の「生みの親」であるところの政治活動家や言論人から出てきたこと、現在の状況が強烈なインパクトをもっている理由がある。

しかしながら、これらの活動家たちが「改革」(estān)という言葉で表現する内容が質的に変化してきたとしても、実際に「構造」を変革するための「有効な手段」を欠いているように見受けられる点では、これまでの

ハータミー大統領らの「体制内改革派」と同様である。したがって、「体制構造改革派」の誰も、暴力や超法規的手段による「体制構造」の改革を唱えているわけではないため、その代わりとして、現憲法下で「大権」を与えられている最高指導者に「英断」あるいは「苦渋の選択」を迫る、この手段にでているのである。さらに、現在までのところ、これらの「要求」に対する最高指導者側の反応は、「無視」あるいは「黙殺」というものであるが、これも、最高指導者やその側に付く「体制保守派」が実際に国家権力を握っていることを考えると、不思議ではない。

もつとも、これらの理由から、現在の「危機」が理論的な意味合いでの「体制の危機」にすぎないと、過小評価するべきではない。その理由は、「イスラーム法学者の（絶対）統治」との決別を求める動きが、一九七九年革命の担い手の「中核」（ホメイニー師支持のイスラーム左派勢力）のなかから、これほど明確に出てきたことの意味合いを見落とすべきではない、という点にとどまらない。より重要なことには、これらの「要求」や「最後通牒」の突きつけが、現在までのところ「活動家」のレベルでのみ起きており、国内の一般国民や、外国勢力（例えば在米の「王党派」やプッシュウ政権）と、リンケージしてはいないけれども、その一方で、そうなる可能性を完

全に除外することはできない、ということがある。その意味では、イラン国内の「体制構造改革派」の指摘する構造的な問題と、プッシュウ大統領が二〇〇二年七月から繰り返し強調している、「選挙で選ばれていない少数者」が「大多数の国民の声を抑圧している」との主張との重なり⁽²⁾に、気づかざるをえない。

もちろん、イラン国内の「体制構造改革派」も、彼らが、米政府のイランに対する「内政干渉」的な主張と重なる議論を行なうことは、イラン国内において「第五列」との誇りを受ける危険性を伴うことを十分に承知している。しかしながら、ハータミー政権が成立して以来、丸六年を経て、保守派と改革派の対立の激化ならびに深化の結果、そのような危険を冒しても体制構造的な問題（およびそれに立ち向かわない「改革派」大統領の問題）に真正面から向き合わなければならない、との認識に基づく行動が、二〇〇二年の夏以来の改革派の「中核グループ」の行動のなかにみとれるという点に、現在の状況の最も重大な側面が隠れている。

(1) このことを最も明らかに宣言している改革派言論人は、現在インターネット・ベースの『エムルーズ』サイトの主幹で、『ソフ・エムルーズ』紙編集委員などを歴任してきた、アリエザー・アラウィータバルである。アラウィータバルは、

四月一四日以来の四つの声明文・書簡のすべてに署名している。彼自身の説明については、アフシン・モウラヴィーによる次のインタビュー記事を参照されたい。『Backers of Iranian Reform Fight Tide of Frustration, Critics Say Movement Has Become Irrelevant』, Washington Post, July 13, 2003; 『Iran's Reformists Make Last-Ditch Attempt to Thwart Conservative Foes』, Eurasianet, July 16, 2003 [<http://www.eurasianet.org/>]

アラヴィータバル以外で、四つとも署名している「ホルダード月二日改革派」には、モフセン・キャデーヴァル、アフマド・モンタゼリー、ファズロツラー・サラヴァティ、ハミードレザイ・ジャラーイーブール、マーシャッター・シャムゾルヴァーエズイーン、イーサー・サハルヒーズ、サイド・ラザヴィー、ファギーフがいる。このうち、第一期ハータミー政権でイスラーム文化省国内プレス課長を務め、現在、月刊誌

『アフタープ』発行人のサハルヒーズは七月一五日に逮捕され、上述のとおり、ラザヴィー、ファギーフも拘束され、行方不明となっている。サハルヒーズは、一九日に保釈金を払い仮釈放された。それ以外の著名な署名者には、サイド・ハツジャリーアーン、サイド・シャリーアティ、モスタファー・タージュザーデ、ハーデイ・ガール、アブドルカリーム・ソルシュなどが含まれていた。

(2) もっとも、プッシュウ大統領の強調点が、「自由」対「独裁制下の不自由」という普遍主義的で、単純な二項対立型の善悪論にあるのに対し、イラン国内の「ホルダード月二日改革派」の主張は、歴史的な「独裁制」を生む個別政治文化のレベルでの「負の遺産」を克服し、国民主権体制を確立するための、社会的、経験的な営みの強調、という文脈上の大きな違いがある。

(まつなが・やすゆき 日本大学助教授)